公益社団法人愛西市シルバー人材センター役員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益社団法人愛西市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第２８条第１項の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　役員とは、理事及び監事をいう。

（２）　常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。

（３）　非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。

（４）　報酬等とは、公益認定法第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員が事務局長を兼ねている場合は、別に定める職員給与規程に基づき職員としての給与等を支払うこととし、役員報酬は支給しない。

２　役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。ただし、常勤役員が事務局長を兼ねている場合は、別に定める職員給与規程に基づき職員としての賞与及び退職手当を支給することができる。

（報酬等の額及び支払方法）

第４条　役員の報酬額は、予算の範囲において別表に定める額を支給する。

２　報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

（公表）

第５条　センターは、この規程をもって、公益認定法第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するのとする。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補足）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附　則

この規程は平成２７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

会　議　名	対　　象　　者	金　　額
出納検査及び監査	公認会計士又は税理士の資格を有する監事	６０，０００円（年額）
理事会･出納検査及び監査	理事・監事	２，０００円（１回）
委員会 （但し、理事に限る）	理事及び監事候補者選考委員	１，０００円（１回）
	安全・適正就業委員	１，０００円（１回）
	広報委員	１，０００円（１回）
	企画委員	１，０００円（１回）
	その他委員	１，０００円（１回）
業務執行	会長・副会長・常務理事	１，０００円（１回）